

さくらねこ無料不妊手術事業

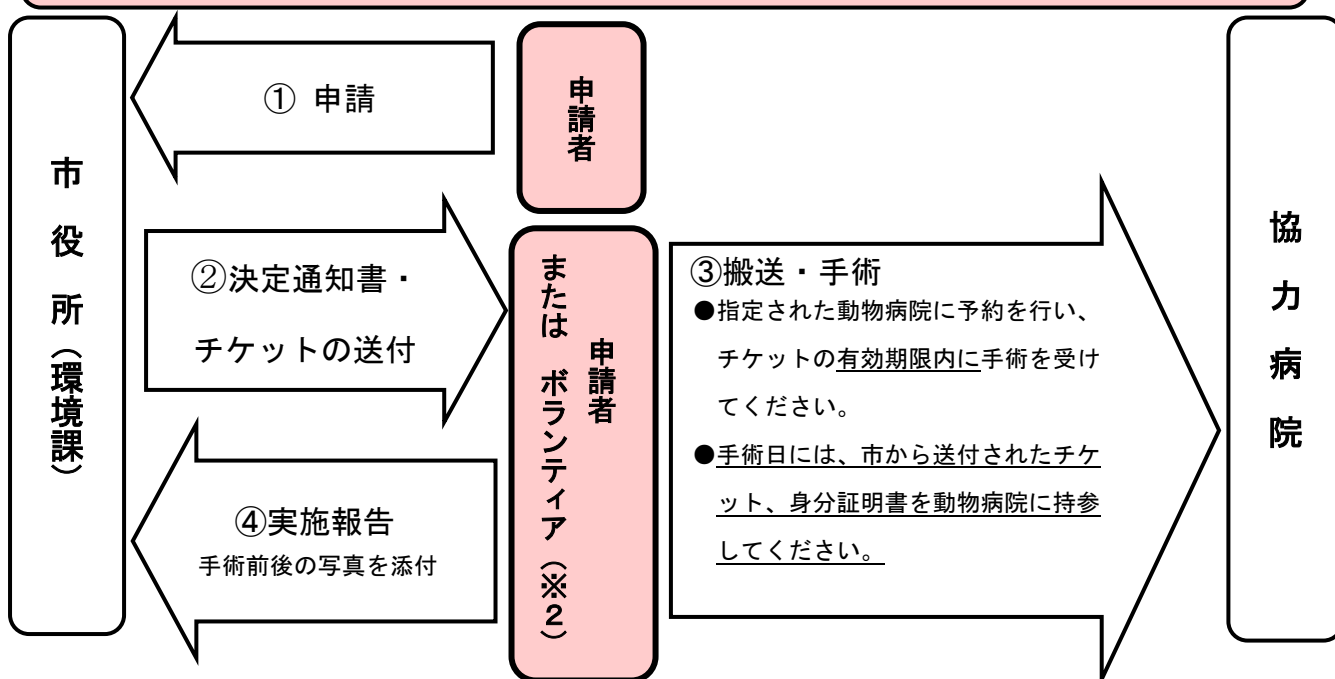


朝倉市は、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携して TNR 活動(※1)を行います。本事業は、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用するものです。

※1…TNR 活動とは、『Trap/捕獲し、Neuter/不妊手術を行い、Return/元の場所に戻す』を実施することで、繁殖を防止し、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。

対象となる猫	朝倉市内に生息する、特定の飼い主がいないと認められる猫 ●飼い猫や、里親探し・譲渡を目的として保護されている猫は対象となりません。
事業内容	どうぶつ基金が発行するチケットにより、協力病院で次の処置を無料で受けることができます。 →不妊手術、ノミ除け、ワクチン摂取、墮胎手術（必要に応じて）
受付期間	通年受付。チケット交付には最低1ヶ月程度要します。
申請方法 (いずれか)	① 書面による申請（窓口・郵送） 様式は市 HP からダウンロード、または環境係窓口で受け取り ② 電子フォームによる申請 市 HP や本紙に記載の URL・QR コードからアクセス

※ 事業の流れ ※



※2…ボランティアに捕獲および搬送を依頼することも出来ます。

その場合、同意書の提出が必要になります。

事前説明事項

※申請の前に必ずお読みください。



「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業」事前説明事項

1. 禁止されていること

- ・ 飼い猫、または市外に生息する猫にチケットを使用すること
- ・ チケットを他人へ譲渡および転売すること
- ・ 事業実施にあたり、物品や金銭を受け取ること及び請求すること
- ・ 協力病院に対し、医療費などの直接交渉やチケット受領前の事前予約を行うこと

2. 必ず守っていただきたいこと

- ・ 申請者自ら（またはボランティア）が猫を捕獲し協力病院へ連れて行くこと
- ・ 手術終了後、様式第4号または「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業実施報告電子フォーム」より実施報告を行うこと
- ・ 手術を行った後も猫を適切に管理（適正な給餌、清掃等）し、命ある限り見届けること。
- ・ 自身のホームページまたはSNS上に本事業についての定型文（市HP参照）を掲載すること
- ・ 環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うこと
- ・ 有効期限を過ぎたチケットがある場合、破棄すること
- ・ 妊娠中の猫と判明した場合、墮胎されることに同意すること
- ・ 手術結果について、どうぶつ基金および協力病院に対し異議申し立てをしないこと
- ・ 事業実施にあたり事故等が起こった場合は、自身の責任において処理し、どうぶつ基金や協力病院、市、他の事業参加者に対しその責を問わないこと

3. 注意していただきたいこと

- ・ チケットの枚数は、申請どおりに一度で交付できない場合があること
（その場合、交付できなかった分を翌月以降に繰り越し、順次交付します。）
- ・ チケット交付まで数か月要する場合があること
- ・ 協力病院については、市がどうぶつ基金へ一括申請を行う仕組みのため、特定の病院をご利用いただくこと（市近辺の病院ではありません）
- ・ 申請の際に聴取した個人情報について、市からボランティア活動者へ共有すること
（ボランティア協力依頼をされた方のみ）

以上のことに同意できる方にのみ、チケットをお渡しできます

【電子申請】

▶下記コードからアクセス

▶URL:<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/u3KxNBCa>



朝倉市役所 環境課 環境係

朝倉市甘木 232-1

TEL:0946-28-7143

Mail:kankyo@city.asakura.lg.jp